

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、B所在の同社C支社（以下「会社」という。）において、営業職として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日に着任した上司から会社の営業時間より早く出勤し、遅く帰るよう指示されたことに反対し、残業代が払われていない現状を指摘したことから、執拗な嫌がらせを受け、体調を崩したという。

請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

- 2 請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求（以下「初回請求」という。）したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「初回処分」という。）をした。

請求人は、初回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、棄却されたため、再審査請求に及んだものの、当審査会は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを棄却している（平成28年労第384号事件。以下「別件裁決」という。）。

- 3 請求人は、初回請求の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、初

回処分と同様の理由により、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 請求人は、本件処分を不服として、審査官に審査請求したが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件再審査請求は、別件裁決と同一の理由による後続請求と認められるところ、当審査会は、別件裁決において、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断しているところである。

(2) 請求人は、本件再審査請求において、別件裁決における主張と同旨を述べており、当審査会としては、別件裁決と同様に、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。